

健生食輸発0708第1号
令和8年7月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ガーナ産カカオ豆の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸、韓国産なつめのピラクロストロビン並びにペルー産とうもろこしのチオジカルブ及びメソミル)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年6月30日付け健生食輸発0630第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、ガーナ産カカオ豆、韓国産なつめ及びペルー産ジャイアントコーンのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、韓国産なつめのピラクロストロビン並びにペルー産とうもろこしのチオジカルブ及びメソミルについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- ・ガーナ産カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸
- ・韓国産なつめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のピラクロストロビン
- ・ペルー産とうもろこし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチオジカルブ及びメソミル

2. 別表第3への追加

- ・ガーナ産カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)の2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「COCOA MARKETING CO. (GH)LTD.」であるものに限る。)
- ・韓国産なつめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のピラクロストロビン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「DAEHEUNG CO., LTD.」であるものに限る。)
- ・ペルー産とうもろこし及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチオジカルブ及びメソミル(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「AFI IMPEX PERU S. A. C.」であるものに限る。)